給油取扱所における給油に関するお知らせ

給油取扱所における危険物取扱いの技術基準等について、下記の内容の問い合わせがありましたので、改正内容をご理解の上適切かつ安全に業務にあたられますようにお願い致します

① ガソリンスタンドでトラックの荷台に乗せた自動車等（小型重機、農機具など）に給油することはできますか。

（答）基本的にはできます。

※危険物を消費する燃料タンクを内蔵する、水上バイク、発電機、農機具類等も「自動車等」に含まれます。
※セルフ・フル問わず、従業員が給油行為をする必要があります（ただし、セルフサービス、フルサービスを問わず、ガソリンスタンドによってはこれらの行為が機器の保安上や社内規定等の理由で断られる場合もあります。）
※積載された自動車等はしっかりと固定し、給油時の静電気対策を行う必要があります。
※荷台に積載された自動車等は、「危険物の運搬」には該当しません。
（令和5年3月24日消防庁通知）

② <u>乗用車等によるプラスチック容器でのガソリン運搬できますか。</u>

（答）できますが、一定の条件があります。

従来、ガソリン携行缶は金属製と限定されていましたが、一部のプラスチック製容器についても消防法適合の運搬容器として認められるようになりました。ガソリン専用のプラスチック製運搬容器として認められるのは次の事項のすべてを満たしているものに限ります。

・容器にUN表示及び容器記号3H1が記されていること。
・容積（容量）が10リットル以内であること。
・当該容器は製造年から5年以内のものであること。

（令和6年3月1日施行）

・<u>プラスチック製ガソリン運搬容器についてのリーフレット</u>